

香芝市議会懲罰特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和3年12月9日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 弁明の機会の付与及び聴聞等について
 2. その他

開会 午前10時01分

○委員長（中谷一輝） 皆さん、おはようございます。

傍聴にお越しの皆様申し上げます。ライブ・録画中継の映像に傍聴席も映り込むこととなります。個人情報保護の観点から、そのことにご了承いただけない方は、委員会室での審査の様子を応接室のモニターでもご覧いただけますので、そちらへの移動をよろしくお願いいたします。

改めまして、おはようございます。

委員各位の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は懲罰特別委員会ということですので、発言等言葉は慎重に選んでいただいて、冷静な対応のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから懲罰特別委員会を開催いたします。

委員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員、理事者におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけ、明瞭にお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようですので、中川委員、下村委員にお願いいたします。

それでは、審査に入る前に、委員の皆さんに本日委員会開催の目的をお伝えいたします。

11月30日に懲罰動議が提出され、その成立により本委員会が設置されました。そして、その付託された案件の審査を本日から始めます。それにより、本日は懲罰動議の賛成委員からそ

の提出趣旨説明をいただきます。その後、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。あくまでも本日は両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し議論するものではなく、本日は主張の開陳にとどめることといたします。また、その趣旨説明については、委員会の議事公開の原則のもと行われておりますので、新たな懲罰事案の発生がないように、言葉を慎重に選び、冷静に説明いただくことにご留意願います。

次に、懲罰動議の対象となる被疑議員へ弁明の機会を付与することをお伝えしております。弁明の機会の付与を望まれる場合には、本日 11 時に出席いただけます。出席された場合、ご本人からの弁明をお聞きし、その弁明終了後に、委員からの弁明の確認またはその他確認を行っていただきます。

また、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うことが求められています。そのため、後ほど委員会条例に従いお諮りさせていただきますが、弁明及び聴聞に関しては秘密会とさせていただきますことを考えております。

本日の会議は、ご説明した日程の内容にとどめたいと思います。

以上、本日の運営の仕方ですが、ただいまご説明したとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

それではまず、懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明いただき、その後、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。

なお、先ほども申しましたが、あくまでも本日は両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し議論するものではなく、本日は主張の開陳にとどめるものであることにご留意願います。

それではまず、発議者でもある下村委員から懲罰動議の提出理由について説明を求めることにいたします。

下村委員。

○委員（下村佳史） ただいま懲罰動議について趣旨説明をさせていただきます。

筒井寛議員は令和3年11月30日に開催の本会議の香芝市議会改革推進調査特別委員会を消滅することに係る反対討論における「違法な議決により制定された条例に基づく議会改革推進委員会にその任を引き継ぐということなのであれば、それは認められるものではない」との発言は、地方自治法第133条に規定する議員に対する侮辱と考えます。違法と断定することは、香芝市議会基本条例に賛成の意を表した議員に対する侮辱であり、ひいては同条例を公布した市長にも侮辱する行為であります。

以上の理由により、懲罰を請求するものであります。

○委員長（中谷一輝） 次に、懲罰動議への反対の立場からの趣旨説明をお受けしたいと思いをます。

中川委員。

○委員（中川廣美） これ、もともと初めから懲罰にかけるための策を狙った案件のように、感じてしゃあないんですわ。もともと筒井議員が発言してるのは、私は議会基本条例は違法な議決の下に制定されたものであるとの立場を取るものでありますと。個人じゃなしに、議案に対してこういう立場の人間やと先に言ってるんですわ。その部分を飛ばして、これ提案されると。こんな委員会、議員の発言を、口封じをするための策ではないかと私は思っております。心配なのは、刑法の裁判にならないか、偽計業務妨害の抵触に当たるか当たらないか、この辺もあると思いますので、これに対して私は反対しております。

○委員長（中谷一輝） またご意見のほういろいろいただくんですけれども、言葉は慎重に選んでいただきますようよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 反対の立場で趣旨説明させていただきます。

この議案を審議するに当たっては、下に資料で、別紙でいただきました2の議事録で正確を期す必要があります。先ほどの発言にありましたように、2段目のパラグラフに「私は」とあって、その立場を取るものでありますと、この部分に主眼があると思います。個人の発言に対する、個人の発言でありますので、こうした個人的な考えに基づく発言に対しては許されるというふうに思いますので、懲罰には当たらないというふうに考えます。

以上です。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

中山委員。

○委員（中山武彦） 懲罰動議の発議者に連なっております中山武彦です。

今回の懲罰処分、原因事実についての資料に基づきまして発言させていただきますが、筒井議員が述べられた議事録が添付されております。今おっしゃった7段目以降、「私は」というくんだり、議会基本条例は違法な議決の下に制定されたものであるとの立場を取るものでありますので、違法な議決により制定された条例に基づく議会改革推進委員会にその任を引き継ぐということなのであれば、それは認められるものではないということ、あくまでも引継ぎということなのであればという推量のようなことの考えを示されております。しかしながら、違法な議決により制定された条例に基づく委員会にその任を引き継ぐという言葉自体について、

これは許されるものではないと、このように考えておりますので、今回の趣旨に、発議をさせていただいたわけでございます。先ほどからおっしゃってる口封じとかいろんな法令に抵触するような主張もございましたが、立場を取るのは自由でございますけども、違法な議決により制定された条例に基づく委員会にその任を引き継ぐということなのであればということで、断定されてるような言論とも読み取れますので、これは許されるものではないというような論旨でございます。

以上です。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

眞鍋委員。

○委員（眞鍋亜樹） 賛成の立場で主張いたします。

先ほど下村委員と中山委員がおっしゃったことについては全てに賛同するものであります。その中で私が問題だと一番感じているのは、違法な議決により制定されたと言い切っているところですね。ここを言い切っていることについて大変問題があると感じておりますので、賛成いたします。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） それでは、その他ご意見のほうございませんか。

下村委員。

○委員（下村佳史） 総務に確認させていただきます。

今回の条例ですけれども、香芝市としてこの条例を制定されましたけれども、違法じゃないので制定されたという認識なんですけれども、それで間違いないでしょうか。

○委員長（中谷一輝） 総務課長。

○総務課長（楠本視和） 先ほどお話ございました香芝市議会基本条例につきましては、適正な手続の下で公布及び施行されたものと認識しております。

以上でございます。

○委員長（中谷一輝） その他ご意見のほうございませんか。

中山委員。

○委員（中山武彦） この違法な議決というのがこの5月以降の本会議の中で度々議論されたわけでございますので、違法な議決により制定されたという部分の、どの日付の、どの議決のことを言ってるのか。たくさん議決しましたので、そのあたりについての確認等を委員長にはお願いしときたいと思います。筒井寛議員がおっしゃった趣旨について、確認をお願いします。

○委員長（中谷一輝） そのことに関しては、この後 11 時より弁明の機会、また後で説明さ

させていただきますけど、その後に本人に聴聞の機会がありますので、そのとき本人に確認していただきますようよろしくお願いいたします。

そのほかご意見のほうございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） この筒井氏の発言、文章が長くて、どこが主語で、どこが頭か分かりにくいんですけど、先ほども言いましたように、頭に「私は」というふうにありますので、個人の考えを述べたというふうには考えます。その立場で反対してるというふうな弁明だと考えます。討論の場でないとおっしゃったんですけど、すいません。

○委員長（中谷一輝） 中川委員。

○委員（中川廣美） 同じで、重複すると思うんですけども、あくまでも個人的な、「私は」で始まっているので、全く個人的な立場を取るものであるという感じの発言です。それも、この基本条例、個人的な、個人に対する発言でしたらいろいろあると思うんですけども、あくまでもこの条例案とか議案に対する発言ですのですね。議会の発言はそこまできつく縛る必要はないと思います。それをやっていかないと、自由な発言ができなくなってくる。だから、反対しております。

○委員長（中谷一輝） その他ご意見のほうございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） それでは、ほかにご意見がないようなので、発言を打ち切ります。

次に、筒井議員へは本件について弁明の機会付与の通知をしていますので、時間どおりに入室された場合は口頭での弁明を許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 18 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

筒井議員のほうは中央の席に、どうぞ。

この弁明の機会の付与及び聴聞については、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で審査をしたいと思っております。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で審査することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、被疑議員に対する弁明の機会の付与及び聴聞を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として議案の審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午前 11 時 05 分 秘密会に入る）

（午前 11 時 53 分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午前 11 時 54 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

最後に、その他についてでございます。

何かございませんか。

[「なし」との声あり]

○委員長（中谷一輝） それでは、ほかにないようですので、これで打ち切ります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、次回の本委員会の開催については、12月14日火曜日、福祉教育委員会終了後を予定していますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

それでは、次回本委員会は、12月14日火曜日、福祉教育委員会終了後といたします。

それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。

皆様、大変お疲れさまでございました。

散会いたします。

香芝市議会懲罰特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和3年12月14日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 懲罰事犯に係る審査について

開会 午後2時00分

○委員長（中谷一輝） 皆様、こんにちは。

午前中、福祉教育委員会の後、午後にお集まりいただきましてありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、発言等は十分注意して、慎重に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから懲罰特別委員会を開催いたします。

委員並びに傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきようよろしくお願いいたします。また、傍聴規則第8条により、写真、録音が禁止されていますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけ、明瞭をお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようですので、中井委員、眞鍋委員をお願いいたします。

それでは、審査に入る前に、委員の皆さんにお伝えいたします。

前回の委員会では、被疑議員に対する弁明の機会の付与及び聴聞を行いました。本日は、被疑議員に対し懲罰を科すかご意見をいただき、その後採決を採り、懲罰を科すと採決された場合には、いかなる懲罰を科すべきかご意見をいただき、その後採決を採ることと考えております。

先日も申しましたが、本日の審査は、あくまでも懲罰動議に対して賛否両方の立場から各委員の主張をお聞きすることを目的とし、各主張に反駁し、議論するものではないことにご注意願います。

また、発言に当たりましては、新たな懲罰事案の発生がないように、言葉を慎重に選び、冷静に説明いただくことにご留意願います。

次に、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うことが求められています。そのため、後ほど委員会条例に従いお諮りさせていただきますが、本日の審査に関しては秘密会とさせていただくことを考えております。

以上、本日の運営の仕方ですが、ただいまご説明したとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） 異議がないようでございますので、そのように決めます。

それでは、発議第 15 号筒井寛議員に対する懲罰動議について、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査を行います。

この懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査については、先日の弁明の機会の付与及び聴聞と同様に、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で審査をしたいと思っております。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で審査することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査に入りたいと思っております。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 04 分 休憩

午後 2 時 06 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2 時 06 分 秘密会に入る）

（午後 2 時 20 分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午後 2 時 20 分 休憩

午後 2 時 21 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。

筒井寛議員に対し懲罰を科すことにご異議ございませんか。

〔「異議あり」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） 異議ありということで、これより討論を行います。秘密会の内容が討論される場合もありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で討論を行いたいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で討論することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、筒井寛議員に対し懲罰を科すことについての採決における討論を秘密会とすることについては可決されました。

それでは、秘密会として討論に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 23 分 休憩

午後 2 時 24 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2 時 24 分 秘密会に入る）

（午後 2 時 26 分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 26 分 休憩

午後 2 時 27 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

これより採決いたします。

筒井議員に対し懲罰を科すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、本件は当委員会として筒井寛議員に対し懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、筒井寛議員に対し地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて審査いたします。

この地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査についても、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で審査したいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で審査することについて採決いたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） 賛成多数と認め、地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として、地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 29 分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2 時 30 分 秘密会に入る）

（午後 3 時 25 分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 25 分 休憩

午後 3 時 26 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として陳謝の懲罰を科し、陳謝文（案）はお手元に配付したとおりにするものと決定することについて採決いたします。

筒井寛議員に対し陳謝の懲罰を科し、陳謝文（案）はお手元に配付したとおりにすることに

賛成の方の起立を求めます。

〔川田議長「ちょっと待って」との声あり〕

〔「おかしい」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午後 3 時 27 分 休憩

午後 3 時 36 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として陳謝の懲罰を科し、陳謝文（案）はお手元に配付したとおりとするものと決定することについて採決いたします。

筒井寛議員に対し陳謝の懲罰を科し、その陳謝文に対しては、委員の皆様のご合意の下、意見を取り入れ、合意の下、お手元に配付したとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） 異議なしと認め、本件は当委員会として陳謝の懲罰を科し、陳謝文（案）につきましては、お手元に配付したとおりとすることに決定いたしました。

なお、先ほどは秘密会開催のため、下村委員より再度陳謝文（案）を朗読願います。

下村委員。

○委員（下村佳史） 改めまして、陳謝文。

香芝市議会議員の筒井寛でございます。香芝市議会会議規則第 157 条の規定に従い、陳謝を行います。

私こと筒井寛は、令和 3 年 11 月 30 日の香芝市議会本会議場において、令和 3 年 6 月 1 日に福岡憲宏市長から公布されました香芝市議会基本条例に対し、私は議会基本条例は違法な議決の下に制定されたものであるとの立場を取るものでありますので、違法な議決により制定された条例に基づく議会改革推進委員会にその任を引き継ぐということなのであれば、それは認められるものではないとの発言を行いました。

その私の発言に対し、同日、懲罰動議の発議が提出され、会議規則に基づき自動設置なされました懲罰特別委員会において弁明の機会の付与もいただき、私の発言に対し、懲罰に係る審査を賜っておりました。

そして、先ほどの本会議の議決により懲罰処分が決定され、同時に皆様に対し陳謝を行うご判断をいただきました。

その陳謝のご決議に至った原因は、正当に公布された香芝市の適正な手続により制定された条例であるとの答弁からも分かるとおりに、私の「違法な議決により制定された条例」とは不適切な発言であったことは真摯に認めるところであります。

真実またはその相当性のない発言は、冷静な審議が求められる議会において各議員の感情を乱す挑発的な発言に該当するおそれもあり、それらの行為を慎むことは、品位を求められる香芝市議会の機構の一員として当然に遵守しなければならない規律事項であると認識するものであります。

また、このたびの私の真実でないと判断される発言により、その対象者に該当する各議員の評価を低下せしめる行為にもなりかねず、今後二度と議会の規律を乱すことのないよう、この場においてお約束いたします。

最後に、このたびの私ごとにおいて議員の皆様にも多大な時間を割いていただくに至ったことは心からお詫び申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、来る本会議におきまして、本日の審査結果について、委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。

皆様、大変お疲れさまでございました。

散会いたします。

閉議 午後 3 時 41 分

香芝市議会懲罰特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和4年1月25日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。

1. 弁明の機会の付与及び聴聞等について

開会 午後1時30分

○委員長（中谷一輝） 改めまして、こんにちは。

1月に入って、奈良県、全国でもそうですけれども、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株というものが急速に拡大しております。皆様におかれましても、手洗い、マスク、消毒、うがい等を行い、体調管理のほうをしっかりとさせていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから懲罰特別委員会を開催いたします。

委員並びに傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけ、明瞭をお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようですので、中川委員、下村委員をお願いいたします。

それでは、審査に入る前に、委員の皆さんに本日の委員会開催の目的をお伝えいたします。

12月16日に懲罰動議が提出され、同月17日の本会議において、既に設置されていた本委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。そして、その付託された案件の審査を本日から始めます。それにより、本日は懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただきます。その後に、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。あくまでも本日は両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し議論するものではなく、本日は主張の開陳に留めることといたします。また、その趣旨説明については、委員会の議事公開の原則の下行われておりますので、新たな懲罰事案の発生がないように、言葉を慎重に選び、冷静に説明いただくことにご留意願います。

次に、懲罰動議の対象となる被疑議員への弁明の機会を付与することをお伝えしております。

弁明の機会の付与を望まれる場合には、本日 14 時に出席いただけます。出席された場合、ご本人からの弁明をお聞きし、その弁明終了後に、委員から弁明への確認またはその他確認を行っていただきます。

また、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うことが求められています。そのため、後ほど委員会条例に従いお諮りさせていただきますが、弁明及び聴聞に関しては秘密会とさせていただくことを考えております。

本日の会議は、ご説明した日程の内容にとどめたいと思います。

以上、本日の運営の仕方ですが、ただいまご説明したとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議がないようでございますので、そのように決めます。

それではまず、懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただき、その後に、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。

なお、先ほども申しましたが、あくまで本日は両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し議論するものではなく、本日は主張の開陳にとどめるものであることにご留意願います。

まず、発議者でもある下村委員から懲罰動議の提出理由について説明を求めることにいたします。

下村委員。

○委員（下村佳史） 懲罰動議の理由説明を行います。

青木恒子議員は、令和3年12月14日開催の福祉教育委員会審議の最中にもかかわらず、川田裕議長から香芝市議会議員政治倫理基準等に関する説明及び理事者への意見があったところ、青木恒子議員は突如たり、その説明及び意見に対し、何を勘違いしたのか、発言者に対し侮辱または名誉毀損と受け止められるおそれのある発言を行ったことに対し、懲罰を請求するものであります。

以上の理由説明といたします。

○委員長（中谷一輝） 次に、懲罰動議への反対の立場からの趣旨説明をお受けしたいと思いますが、ございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） まず最初ですが、この懲罰にされている発議第16号の文中におきまして、別紙1ページ目の下段第5行、また本会議では一般質問においても答弁権限のない議長に質問を行い、収賄疑惑に関わる事件を美濃園焼却炉の収賄事件と断言し、議長から取消しを促されても応じず、一般質問終了後に通告及び発言の訂正願いを提出するなど、看過できない行

為も見られたという文がありますが、2つ間違いがあります。この文そのものでは一般質問となっていますが、本人はその当時、代表質問を行いました。また、本会議云々という今読んだ文章ですが、これは12月2日の会議であり、3日間ルールにおきましてはこの懲罰の対象にならないというふうに考えます。16日の委員会での行為を取り上げるのであれば、この文については削除を求めます。

次ですが、懲罰の発議を5人の議員から受けました。しかし、地方自治法の33条（後刻「133条」に訂正）、僕が今日手にしてるのは議員必携であります。この侮辱を受けた議員が発議できる場合というのがありますが、地方自治法では本会議や委員会で侮辱を受けた議員は議会で訴えて侮辱を与えた議員の懲罰を求めることができるというふうにあります。それに基づいて発議すべきであります。この5人の中で福祉教育委員会におられなかった方もおられますし、下村議員はこのとき侮辱を受けたというふうに考えられるのでしょうか。私にはそういうふうに思えません。したがって、この発議自体が瑕疵があるというふうに考えます。

以上です。

○委員長（中谷一輝） 中井委員、地方自治法の第何条かもう一度確認。

○委員（中井政友） 33条。

○委員長（中谷一輝） 33条。

暫時休憩します。

午後1時38分 休憩

午後1時39分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

中井委員。

○委員（中井政友） 申し訳ありません。地方自治法の「133条」です。訂正します。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

○委員（中川廣美） 反対討論。

○委員長（中谷一輝） 討論じゃないです。反対の趣旨の説明です。

中川委員。

○委員（中川廣美） 反対の趣旨の討論をさせていただきます。

そもそも懲罰は懲罰に値する発言を受けた者が動議すべきであるのに、今回の事案は対象となる発言をしたのが青木議員で、それを受けたのが川田議長である。川田議長から発議されなければならないのだが、発議者が川田議長になっていないことから、この懲罰委員会が設けられた自体が無効である可能性がある。なお、委員会の秩序を乱し混乱をしたというのであればなおさら一議員の一言、パワハラ発言で委員会が混乱したというのは無理があり、当該委員会

出席者からの聞き取りによると、その発言をした青木議員が、パワハラなどと言うべきでないという注意を受け、発言の取消しはしなかったものの、その場はそれで終わり、委員会に進行し、当日審議すべき事項は滞りなく済んでいる。その場で委員会は閉じられ、あまり大きな混乱はなかったものと考えられる。これにより、懲罰動議自体が無効とされるべきであると思います。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

じゃあ、中山委員、賛成の立場ですね。

中山委員。

○委員（中山武彦） それでは、私は今賛成の立場でということで、今の現状の考えの下に話させていただきますが、私が受け取った懲罰動議の理由ということで、公明党の2人の議員も発議されております。話を伺ってそのような理由についての発言をさせていただきますが、ここに書いてらっしゃいますとおり、川田議長からの政治倫理基準等に関する説明及び理事者への意見があったところ、青木議員からは突然、説明、意見に対することについて、何を勘違いしたのか、発言者に対し侮辱または名誉毀損と受け止められるおそれのある発言を行ったということで、聞くところによりますと発言者の思うところはそのような感情があったということでございますので、これについて反対するようなことはなかなか難しいと、本人がそのように受けたという侮辱または名誉毀損ということだと思います。

それと、ここに書いてらっしゃいますが、下村議員からの発議で、無礼の言葉や人身攻撃等を感じさせる一方的な発言により委員会に混乱を招いたということで、この無礼の言葉についても、先ほど申し上げたとおり、これは発言者本人がそのように感じたということですので、特に次のページにあるパワハラのように聞こえたから言っているというような言葉、また議員に対する圧力というような言葉、これは前後の流れから見ますと、川田議長の発言については政治倫理の当時の条例や、また基準等の審議の中身の話でございますので、そのようなことについては冷静に慎重に言葉を選ぶべきであったと、このように今考えております。

それと、委員長から再三の発言の取消しがなされました。しかしながら、本会議であれば議長の権限で取消しとか撤回とかできると思うんですが、なかなかそれも委員長の権限にはないということで促したと思いますけども、そう感じたのでそのような発言をされたという趣旨でございました。これは先ほどからもおっしゃってるとおり、本人が侮辱罪とか、当然受け取ったら侮辱罪ということで訴えられると思いますけど、議会としてこのような政治倫理に関する中身についての全体の秩序のことでございますので、他の議員が代わって秩序維持のために懲罰動議を上げてるといふような理解でございます。以上のことで、私は今の時点では賛成の立場で述べさせていただきました。以上でございます。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

眞鍋委員。

○委員（眞鍋亜樹） 賛成の立場で意見申し上げます。

先ほど下村委員、中山委員が意見されたことは、全て私も同じ意見でございます。その上で、特にこの提案理由の中にもありますけれども、その5行目ですかね、委員会では発言を許されていないことを議長に対して、また委員に対して意見を発言するルール違反の行為であったり、理由書の一番下ですね、先ほど中山委員からもありましたけれども、委員長から発言の取消しを促されてもそれに一切応じないという態度で拒否したってということは正常な議会運営をしていく上で秩序を守ってより建設的に議論していくということには反してしまいますので、ルールを守っていくということをしていないということの態度に対して、私は懲罰動議が上げられていることに賛成いたします。以上です。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ほかに意見がないようですので、発言を打ち切ります。

次に、青木議員へは本件について弁明の機会付与の通知をしておりますので、時間どおりに入室された場合は口頭での弁明を許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議がないようでございますので、そのように決めます。

暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後1時59分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

この弁明の機会の付与及び聴聞については、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で審査をしたいと思っております。

それでは、香芝市議会委員会条例第18条の規定により、秘密会で審査することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、被疑議員に対する弁明の機会の付与及び聴聞を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として議案の審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時03分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後2時03分 秘密会に入る）

（午後2時48分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午後2時48分 休憩

午後2時49分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、次回の本委員会の開催については後日またご連絡させていただきます。

それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。

皆様、大変お疲れさまでした。

散会いたします。

閉議 午後2時50分

香芝市議会懲罰特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和4年2月17日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 懲罰事犯に係る審査について

開会 午後1時30分

○委員長（中谷一輝） 皆様、こんにちは。今日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

連日、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の感染拡大がまだ続いています。オミクロン株については重症化しにくいというデータもあるところではありますけれども、ここ数日亡くなられた方、高齢者の亡くなられた方が出ていますので、皆様一人一人におかれましてはこの感染を拡大させないように感染対策のほうをよろしく願いいたします。それが医療現場、保健所等、そして学校現場等の負担を軽減することにもつながりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから懲罰特別委員会を開催いたします。

委員並びに傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、傍聴規則第8条により、写真・録音等が禁止されていますのでよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしく願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけ明瞭をお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようですので、中井委員、眞鍋委員をお願いいたします。

それでは、審査に入る前に、委員の皆さんにお伝えいたします。

前回の委員会では、被疑議員に対する弁明の機会の付与及び聴聞を行いました。本日、被疑議員に対し懲罰を科すかご意見いただき、その後採決を採り、懲罰を科すと採決された場合には、いかなる懲罰を科すべきかご意見をいただき、その後採決を採ることを考えております。

先日も申しましたが、本日の審査は、あくまでも懲罰動議に対して賛否両方の立場から各委員の主張をお聞きすることを目的とし、各主張に反駁し、議論するものではないことにご注意願います。

また、発言に当たりましては、新たな懲罰事案の発生がないように、言葉を慎重に選び、冷静に説明いただくことにご留意願います。

次に、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うことが求められています。そのため、後ほど委員会条例に従いお諮りさせていただきますが、本日の審査に関しては秘密会とさせていただきますことを考えております。

〔中井委員「公開できませんか。」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） また後で。

以上、本日の運営の仕方ですが、ただいまのご説明したとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

それでは、発議第 15 号青木恒子議員に対する懲罰動議について、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査を行います。

この懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査については、先日の弁明の機会の付与及び聴聞と同様に、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で審査をしたいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で審査することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査を秘密会で審査することについて可決されました。

それでは、秘密会として、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 35 分 休憩

午後1時38分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後1時38分 秘密会に入る）

（午後2時01分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時03分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事案として懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。

青木恒子議員に対し懲罰を科すことにご異議ございませんか。

〔「異議あり」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） 異議ありということで、これより討論を行います。

秘密会の内容が討論される場合もありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で討論を行いたいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第18条の規定により、秘密会で討論することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。賛成多数と認め、青木恒子議員に対し懲罰を科すことについての採決における討論を秘密会とすることについては可決されました。

それでは、秘密会として、討論に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましてはご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時07分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後2時07分 秘密会に入る）

（午後2時09分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午後 2 時 09 分 休憩

午後 2 時 11 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

これより採決いたします。

青木恒子議員に対し懲罰を科すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。ご着席ください。

賛成多数と認め、本件は当委員会として青木恒子議員に対し懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、青木恒子議員に対し、地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて審査いたします。

この地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査についても、議員への処分に係る審査でありますので最大限の配慮を行うため秘密会で審査をしたいと思っております。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により秘密会で審査することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。賛成多数と認め、地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査に入りたいと思っております。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましてはご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 12 分 休憩

午後 2 時 14 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2 時 14 分 秘密会に入る）

（午後 2 時 21 分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時24分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとおりのものとするに決定することについて採決いたします。

青木恒子議員に対し陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとおりと決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） 異議ありということで、これより討論を行います。秘密会の内容が討論される場合もありますので、最大限の配慮を行うため秘密会で討論を行いたいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第18条の規定により、秘密会で討論することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。賛成多数と認め、青木恒子議員に対し陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとおりで決することについての採決における討論を秘密会とすることについては可決されました。

それでは、秘密会として討論に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましてはご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時28分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後2時28分 秘密会に入る）

（午後2時31分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時35分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

青木恒子議員に対し、陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、本件は当委員会として陳謝の懲罰を科し、陳謝文案についてはお手元に配付したとおりとすることに、決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、来る本会議におきまして、本日の審査結果について、委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。

皆様、大変お疲れさまでございました。

散会いたします。

閉議 午後2時36分

香芝市議会懲罰特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和4年3月22日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 弁明の機会の付与及び聴聞等について
 2. 懲罰事犯に係る審査について

開会 午後1時30分

○委員長（中谷一輝） 皆様、こんにちは。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、もう早速始めていきたいと思えます。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから懲罰特別委員会を開催いたします。

委員並びに傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきよう、よろしく願いいたします。

また、傍聴規則第8条により、写真・録音等が禁止されていますのでよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけ明瞭をお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようですので、中川委員、下村委員をお願いいたします。

それでは、審査に入る前に、委員の皆様にご本日の委員会開催の目的をお伝えいたします。

3月2日に懲罰動議が提出され、同日、本会議において本委員会に付託されました。そして、その付託された案件の審査を本日举行します。それにより、本日は懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただきます。その後、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。あくまでも両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し、議論するものではなく、主張の開陳に留めることといたします。また、その趣旨説明については委員会の議事公開の原則の下、行われておりますので、新たな懲罰事犯の発生がないように言葉を慎重に選び、冷静に説明いただくことにご留意願います。

次に、懲罰動議の対象となる被疑議員への弁明の機会を付与することをお伝えしております。弁明の機会の付与を望まれる場合には、本日 14 時に出席いただけます。出席された場合、ご本人からの弁明をお聞きし、その弁明終了後に委員から弁明への確認、またその他確認を行っていただきます。

次に、被疑議員に対し懲罰を科すかご意見をいただき、その後採決を取り、懲罰を科すと採決された場合にはいかなる懲罰を科すべきかご意見いただき、その後採決を取ることを考えております。

また、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うことが求められています。そのため、後ほど委員会条例に従いお諮りさせていただきますが、弁明及び聴聞、懲罰事犯に係る審査に関しては秘密会とさせていただくことを考えております。

以上、本日の運営の仕方ですが、ただいまご説明したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

それでは、1 点目の弁明の機会の付与及び聴聞等についてでございます。

まず、懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただき、その後に同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。

なお、先ほども申しましたが、あくまでも両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し議論するものではなく、主張の開陳に留めるものであることにご留意願います。

まず、発議者でもある下村委員から懲罰動議の提出理由について説明を求めることにいたします。

下村委員。

○委員（下村佳史） 青木恒子議員に対する懲罰動議の趣旨説明をさせていただきます。

理由といたしましては、令和 3 年発議第 16 号の議決における青木恒子議員の多数決の原則を無視するという行いは、民主主義の根幹を揺るがす議会議員としてあるまじき行為であり、議案に賛成した議員を愚弄するものであります。前記の行為は断固として許まじき行為であり、無論加護できるものではありません。したがって、今回青木恒子議員の行為は新たな懲罰事犯の発生であり、地方自治法第 135 条第 2 項の規定に基づき懲罰を科すことを求めます。

以上です。

○委員長（中谷一輝） 次に、懲罰動議への反対の立場からの趣旨説明をお受けしたいと思います。

中井委員。

○委員（中井政友） 趣旨説明を行います。

青木議員にとって、本会議の弁明の機会も動議で出しましたが否決されました。議会は多数決で決まるものではありませんが、今回の弁明の機会の否決は少数意見の排除になっており、公平性を欠く、非民主的な運営です。そのことに対する懲罰文の読み上げの拒否であると考えます。直前に懲罰文を渡して読むかどうかの判断をさせること自体が問題だと思います。瞬時に長い文章を判断できません。ただ、読めばよいというものではありません。加えて、壇上で直前で渡す行為の根拠も不明です。一つ前の懲罰事案とも差異があります。加えて、1回目の懲罰の根拠とされる地方自治法 134 条、135 条においても、パワハラに感じるという発言であるにもかかわらず侮辱発言と断言されているとの判断もあり、行き過ぎておると思い、反対いたします。

以上です。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） それでは、ほかにご意見がないようですので、発言を打ち切ります。

次に、青木議員へは本件について弁明の機会付与の通知をしておりますので、時間どおりに入室された場合は口頭での弁明を許可することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 38 分 休憩

午後 1 時 41 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

この弁明の機会の付与及び聴聞については、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で審査したいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で審査することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、被疑議員に対する弁明の機会の付与及び聴聞を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として議案の審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 42 分 休憩

午後 1 時 44 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1 時 44 分 秘密会に入る）

（午後 2 時 28 分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午後 2 時 28 分 休憩

午後 2 時 34 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。

青木恒子議員に対し懲罰を科すことにご異議ございませんか。

〔「異議あり」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） 異議ありということで、これより討論を行いますが、秘密会の内容が討論される場合もありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で討論を行いたいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で討論することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、青木恒子議員に対し懲罰を科すことについての採決における討論を秘密会とすることについては可決されました。

それでは、秘密会として討論に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、退場していただきますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 35 分 休憩

午後 2 時 47 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2 時 47 分 秘密会に入る）

（午後 2 時 50 分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 50 分 休憩

午後 2 時 52 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

これより採決いたします。

青木恒子議員に対し懲罰を科すことについて賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。着席してください。

賛成多数と認め、本件は当委員会として青木恒子議員に対し懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、青木恒子議員に対し、地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて審査いたします。

この地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰に科すべきかの審査についても、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で審査をしたいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で審査することについて採決いたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として、地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願いいたします。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 54 分 休憩

午後 2 時 55 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2 時 55 分 秘密会に入る）

（午後 3 時 05 分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 05 分 休憩

午後 3 時 07 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとおりと
するものと決定することについて採決いたします。

青木恒子議員に対し陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとおりと決することに
ご異議ございませんか。

〔「異議あり」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） 異議ありということで、これより討論を行います。秘密会の内容が
討論される場合もありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で討論を行いたいと思いま
す。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で討論することについての
採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、青木恒子議員に対し陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとお
りと決することについての採決における討論を秘密会とすることについては可決されました。

それでは、秘密会として討論に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますよ
うよろしくお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 08 分 休憩

午後3時10分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後3時10分 秘密会に入る）

（午後3時11分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時13分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとおりとするものと決定することについて採決いたします。

お諮りいたします。

青木恒子議員に対し陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、本件は当委員会として陳謝の懲罰を科し、陳謝文案についてはお手元に配付したとおりとすることに決定いたしました。

次に、本日決定した陳謝文案についてなんですけれども、青木恒子議員より本会議の採決前に情報提供の申出がありました。

これに対して何かご意見。

下村委員。

○委員（下村佳史） 今回の懲罰特別委員会は、本議会で付託された委員会であります。したがって、香芝倫理条例第157条による、もとえ、香芝会議規則の第157条により、「戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする」というふうになっておりますので、まだここでは委員会の決定でありまして本会議ではございません。そこで、本会議において決まってから陳謝文の公開というふうになると思いますので、その配慮をよろしくお願いします。

○委員長（中谷一輝） ほかに何かご意見のほうございますか。

眞鍋委員。

○委員（眞鍋亜樹） 今、下村委員がおっしゃったように議会のほうで最終決定がなされますので、そのときまでは陳謝文という懲罰になるかどうかということは決定されておられません。ということで、その事前に情報提供っていうことはできないと考えます。しかしながら、会議

規則というものは守らないといけないのですけれども前回のこともありますし、心の準備ということは本人には必要だと思いますので、時間的猶予については与えてもよいのではないかと考えます。

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

ほか。

中井委員。

○委員（中井政友） 前回の他の議員のときにはもうちょっと事前に渡されて、さきの発言のように心の準備ができたというふうに思います。それについての判断についても本人がそれを読んでするというふうに思いますので、どれぐらいの時間の差ができるかも分かりませんが、本人の申出もありますので、できるだけ時間を取るようにしていただけたらというふうに思います。

○委員長（中谷一輝） ほか、ご意見ございませんか。

今幾つかご意見いただいた上で、会議規則 157 条には議会が決めた戒告文または陳謝文となっていますので、ここはあくまで委員会ですので、まだ議会では決定はされておられません。今、眞鍋委員のほうからのご意見では、その時間的猶予ってということもおっしゃっておいりましたので、本会議の最終日においてはそこは議長の権限によるところで、委員会であれこれ決定するところではございませんので、議長に対して時間的猶予等も与えてもいいんじゃないかという意見が出たってということは報告させてもらいたいと思います。

ほか、何かご意見ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ほか、ご意見がないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、来る本会議におきまして、本日の審査結果について、委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。

皆様、大変お疲れさまでございました。

散会いたします。

閉議 午後 3 時 18 分

香芝市議会懲罰特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和4年5月13日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 弁明の機会の付与及び聴聞等について
 2. 懲罰事犯に係る審査について

開会 午後3時00分

○委員長（中谷一輝） 傍聴にお越しの皆様申し上げます。ライブ、録画中継の映像に傍聴席も映り込むこととなります。個人情報保護の観点から、そのことにご了承いただけない場合は、委員会での審査の様子を応接室のモニターでもご覧いただけますので、そちらへの移動をお願いいたします。

それでは、皆様こんにちは。

お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから懲罰特別委員会を開催いたします。

委員並びに傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにさせていただきようよろしくをお願いいたします。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしくをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしくをお願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけ、明瞭をお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようですので、中井委員、眞鍋委員をお願いいたします。

それでは、審査に入る前に、委員の皆さんに本日の委員会開催の目的をお伝えいたします。

3月24日に懲罰動議が提出され、同日、本会議において本委員会に付託されました。そして、その付託された案件の審査を本日举行します。それにより、本日は懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただきます。その後、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。あくまでも両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し議論するものではなく、主張の開陳に留めることといたします。また、その趣旨説明については、委員会の議事公開の原則の下、行われておりますので、新たな懲罰事

案の発生がないように、言葉を慎重に選び、冷静に説明いただくことにご留意願います。

次に、懲罰動議の対象となる被疑議員への弁明の機会を付与することをお伝えしております。弁明の機会の付与を望まれる場合には、本日 15 時 15 分に出席いただけます。出席された場合、ご本人からの弁明をお聞きし、その弁明終了後に、委員から弁明への確認またはそのほか確認を行っていただきます。

次に、被疑議員に対し懲罰を科すかご意見をいただき、その後採決を採り、懲罰を科すことと採決された場合には、いかなる懲罰を科すべきかご意見をいただき、その後採決を採ることを考えております。

また、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うことが求められています。そのため、後ほど委員会条例に従いお諮りさせていただきますが、弁明及び聴聞、懲罰事犯に係る審査に関しては秘密会とさせていただくことを考えております。

以上、本日の運営の仕方ですが、ただいまご説明したとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

それでは、1 点目の弁明の機会の付与及び聴聞等についてでございます。

まず、懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただき、その後に、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。

なお、先ほども申しましたが、あくまでも両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し議論するものではなく、主張の開陳に留めるものであることにご留意願います。

まず、発議者でもある下村委員から懲罰動議の提出理由について説明を求めることにいたします。

下村委員。

○委員（下村佳史） 青木恒子議員に対する懲罰を求める理由を説明させていただきます。

青木恒子議員は、令和 3 年 12 月 14 日開催の福祉教育委員会に付議された議案の審議中に、ほかの議員の意見に対し、パワハラだと思ったと述べた後、その発言により委員会が暫時休憩に陥り、その休憩中においても議長のパワハラだと公然と断言し、委員会を混乱させたものである。議長は過去の香芝市議会における団体意思の決議の経緯及びその趣旨を説明しただけであり、その説明を行った者に対し一方的にパワハラだと罵る青木議員の行為は見るに堪えないものがありました。そして、議会または委員会の規律を乱す行為と判断し懲罰の発議を行い、令和 3 年 12 月 17 日の本会議において懲罰の可否の審議が行われることが賛成多数で可決しました。そして、懲罰特別委員会において青木恒子議員に対し弁明の機会の付与が行われ、聴聞

も含み審議が行われた結果、地方自治法第 135 条第 1 項第 2 号に規定される公開の議場における陳謝が委員会及び令和 4 年 2 月 28 日の本会議場においても賛成多数で可決しました。しかし、その議場における議会で可決された陳謝文の朗読を青木恒子議員は拒否したのであります。この行為は香芝市議会会議規則第 157 条の違反であり、その行為に対し同日において再び懲罰を求める発議が行われ、定例会中に懲罰特別委員会が開催され懲罰に科することが可決され、令和 4 年 3 月 24 日の本会議においても地方自治法第 135 条第 1 項第 2 号に規定される公開の議場における陳謝が賛成多数で可決されました。しかし、青木恒子議員はその陳謝文の朗読も拒否し、再び香芝市議会会議規則第 157 条の違反を行ったのであります。そして、その青木恒子議員の行為に対し、再び懲罰の発議が提出され可決し、令和 4 年 5 月 13 日の懲罰特別委員会に付託され、現在に至っております。

この青木恒子議員の度重なる会議規則違反は、過半数の意見をもって地方自治体の団体意思決定とする多数決の原理であり、すなわち民主主義の構成原理をも無視し、単なる持論による反駁により議会の規律を乱すものと思われる。これらの行為は、議決機関を構成する一員として許される行為ではなく、明らかにスムーズな議会運営を妨げる行為と言わざるを得ない。よって、地方議会はその設置が憲法の明文をもって定められ、住民自治、団体自治という地方自治の本旨を実現するための意思決定機関であり、自律権として地方自治法により会議規則制定権、議員に対する懲罰権等が保障されていることに照らすと、議会の秩序維持においては本事件を放置できるものではなく、以上の理由により、懲罰を請求するものであります。

以上でございます。

○委員長（中谷一輝） 次に、懲罰動議への反対の立場からの趣旨説明をお受けしたいと思いますが、ございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 懲罰動議の趣旨説明に対する反対意見を言わせていただきます。

今回の懲罰動議の理由は、青木議員が陳謝文の読み上げを拒否したことが多数決の原理を無視するものであり、民主主義の根幹を揺るがす議会議員としてあるまじき行為であり、議案に賛成した議員を愚弄するものであるということです。しかし、日本国憲法は、多数決絶対の原則は取っておらず、むしろ多数者の専制から少数者の権利を守ることを主眼とする立憲民主主義を採用しています。今回の懲罰動議は、この点についての理解が欠けています。地方自治法 135 条第 1 項 2 号の公開の議場における陳謝であっても、議会が準備した陳謝文を一方的に読み上げさせる方式を取り、これが対象議員の政治的信条に反する可能性がある以上、いわゆる踏み絵同様、対象議員の思想、信条の自由、憲法 19 条を侵害する危険を有しています。朗読を求めた陳謝文の内容の妥当性を問うことなく、議会の多数議員が賛同したから読み上げを強

制し得るとの見解は、憲法上肯定し得るものではありません。

令和3年12月14日の香芝市福祉教育委員会での青木議員の発言は、憲法21条が保障する表現の自由の中でも民主主義の根幹をなす政治活動の自由により保障される。議員は、憲法上の住民自治の原則、憲法92条を具現化するため、議会の議事に参与し、住民の代表としてその意思を当該普通公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負っています。この責務を果たすためにも、委員会における発言が不当に制約されてはなりません。

同日の委員会議事録を検討しますと、議題とされる青木議員の発言の前に、他の議員が国民健康保険料や生活保護に関しての議員が窓口に行くと同行することは政治倫理条例に反し禁止されている旨の発言をされています。その発言の前に窓口同行に言及していたのは青木議員だけであったから、同議員が議長の発言を自分に対する発言であると理解したことには客観的な合理性があります。そして、青木議員は、委員長長の許可を得た上で、同議員に対して政治倫理条例の何条に入っているかと質問しています。決して不規則な発言ではありません。このやり取りは同日の議題と直接関係がないものの、この議題を始めたのは他の議員からであり、しかも窓口同行の違法性に言及するものであったから、自らの政治的信条に基づき実践してきた青木議員が同人の信条に基づき反論するのは議員としての権利であり、責務であります。青木議員が発言中に委員長が休憩を宣言したことも適切とは言い難く、宣言後も同議員が発言を続けたことが議事を著しく乱したとは評価できません。

パワハラ云々についても、議事録によれば青木議員は、議員に対する圧力だというふうに私は今感じました。私の気分がそうです。それが何か、ある意味ちょっとパワハラのように聞こえたと言っており、法的なパワハラとは断言していません。圧力と感じたとの発言も、客観的に見て発言趣旨をそのように理解することに合理性があったというべきです。これらの考えに基づき、青木議員の委員会における発言を懲罰の対象とすること自体が不適切と考え、反対いたします。

以上です。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

眞鍋委員。

○委員（眞鍋亜樹） 懲罰の処分に賛成の立場で意見を述べます。

青木議員の行った行為は、会議規則第157条にある「戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする」との規定に違反しております。規則にありますように、その方法の決定は議会の議決にあります。1度目の陳謝の際に配付の時期についてご本人の異議が出たことに配慮し、2度目の際は時間的猶予も取られましたが、陳謝文の朗読は拒否されました。そもそも被懲罰者は、懲罰に関する全ての表決行為はなく、除斥とされます。これは、

議会が決定した陳謝文のその決定に対し、被懲罰者の意見する権限はないことを表しております。その上で、委員会としての最大限の配慮についても、その配慮すら無視されたということになります。青木議員のお気持ちはあるかと思いますが、今回の懲罰動議の理由は明らかな規則違反であり、感情とは別の問題です。これを容認することは、香芝市議会として感情によって規則を破ってもいいことを認めることになってしまいます。それでは今後の議会運営にも大きく影響し、議会の秩序を維持することはできなくなってしまいます。1度ならず2度までも議決を無視し違反を繰り返したということは、行為は同じであっても、その重みは大きく違います。

以上のことから、私はこの処分に賛成いたします。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

中山委員。

○委員（中山武彦） それでは、懲罰動議に賛成の立場から主張を述べさせていただきます。

今回の懲罰動議の理由といたしまして、令和4年度発議第1号の議決における青木恒子議員の多数決の原則を無視する行為ということでございました。先ほども反対者の方からの意見がございましたけども、今回の委員会での審査に当たりまして、反対の立場の同僚議員も参加の下、審議を行い、そして決しているわけでございます。また、判例によれば、無礼な発言とは付議された事項についての自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉ということとされております。青木議員の発言では、ある意味パワハラのように聞こえたということで、議長がかつて議会改革特別委員会での政治倫理上の内容について確認する意見を述べたことに対する批判とも考えられます。青木議員のこれまでの弁明では、相談者との窓口同行の約束が果たせなくなるということから、自らの内心から出た発言であると述べられておりますけども、議員が窓口に来てかなり圧力をかけたというかつての問題を意識し述べられた意見でございまして、青木議員ご自身も窓口で職員が議員による圧力をかけられることは批判されていたとおりでございます。しかしながら、今回の青木議員の発言は、判例によるところ、付議された議案ではない事項、すなわち議長の意見に対するものと考えられ、青木議員自身の内心で感じた言葉であったといたしましても、パワハラという言葉は非常に聞く人にとって重く感じるものでございます。よって、議会として受け入れられるものではないと考えるものです。

以上でございます。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ほかにないようですので、発言を打ち切ります。

次に、青木議員へは本件について弁明の機会付与の通知をしておりますので、時間どおりに入室された場合は口頭での弁明を許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

この弁明の機会の付与及び聴聞、並びに2点目の懲罰事犯に係る審査についてにおける発議第2号青木恒子議員に対する懲罰動議について、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査については、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で審査したいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第18条の規定により、秘密会で審査することについて採決いたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、被疑議員に対する……。傍聴の方はご静粛に願います。

被疑議員に対する弁明の機会の付与及び聴聞、並びに懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として議案の審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩します。

午後3時19分 休憩

午後3時21分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後3時21分 秘密会に入る）

（午後3時58分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後3時58分 休憩

午後4時00分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

これより採決いたします。

青木恒子議員に対して懲罰を科すことに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、本件は当委員会として青木恒子議員に対し懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、青木恒子議員に対し、地方自治法第135条第1項に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて審査いたします。

この地方自治法第135条第1項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査についても、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため、秘密会で審査をしたいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第18条の規定により、秘密会で審査することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、地方自治法第135条第1項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として、地方自治法第135条第1項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場願えますようよろしくお願いいたします。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後4時01分 休憩

午後4時03分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

(午後4時03分 秘密会に入る)

(午後4時16分 秘密会を終了する)

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後4時16分 休憩

午後4時17分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとおりとするものと決定することについて採決いたします。

お諮りします。

青木恒子議員に対し陳謝の懲罰を科し、陳謝文案はお手元に配付したとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、本件は当委員会として陳謝の懲罰を科し、陳謝文案につきましてはお手元に配付したとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、来る本会議におきまして、本日の審査結果について、委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。

皆様、大変お疲れさまでございました。

散会いたします。

閉議 午後4時18分

香芝市議会懲罰特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和4年6月20日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 弁明の機会の付与及び聴聞等について
 2. 懲罰事犯に係る審査について

開会 午後1時30分

○委員長（中谷一輝） 皆さんこんにちは。

大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速始めたいと思います。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから懲罰特別委員会を開催いたします。

委員並びに傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけ明瞭をお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようですので、中川委員、下村委員をお願いいたします。

それでは、審査に入る前に、委員の皆さんに本日の委員会開催の目的をお伝えいたします。

6月8日に懲罰動議が提出され、同日、本会議において本委員会に付託されました。そして、その付託された案件の審査を本日举行します。それにより、本日は懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただきます。その後、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。あくまでも両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し、議論するものではなく、主張の開陳に留めることといたします。また、その趣旨説明については委員会の議事公開の原則の下、行われておりますので、新たな懲罰事案の発生がないように、言葉を慎重に選び、冷静に説明していただくことをご留意願います。

次に、懲罰動議の対象となる被疑議員への弁明の機会を付与することをお伝えしております。

弁明の機会の付与を望まれる場合には、本日 13 時 45 分に出席いただけます。出席された場合、ご本人からの弁明をお聞きし、その弁明終了後に委員から弁明への確認、またはその他確認を行っていただきます。

次に、被疑議員に対し懲罰を科すかご意見をいただき、その後採決を取り、懲罰を科すと採決された場合には、いかなる懲罰を科すべきかのご意見いただき、その後採決を取ることと考えております。

また、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うことが求められています。そのため、後ほど委員会条例に従いお諮りさせていただきますが、弁明及び聴聞、懲罰事犯に係る審査に関しては秘密会とさせていただくことを考えております。

以上、本日の運営の仕方ですが、ただいまご説明したとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

それでは、1 点目の弁明の機会の付与及び聴聞等についてでございます。

まず、懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただき、その後、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。

なお、先ほども申しましたが、あくまでも両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し、議論するものではなく、主張の開陳に留めるものであることにご留意願います。

まず、発議者でもある下村委員から懲罰動議の提出理由について説明を求めることにします。下村委員。

○委員（下村佳史） それでは、懲罰の動議の説明理由を述べさせていただきます。

青木恒子議員に対する懲罰においては、令和 3 年 12 月議会から懲罰事犯における議会の議決を再三にわたり否定し、自らの個人の意見を優先する立場を固持し続ける姿勢は到底看過できるものではありません。

したがって、今回、令和 4 年 6 月 6 日の本会議における陳謝文の朗読の拒否についても、さらなる懲罰事犯の発生は明白であると考え、地方自治法第 135 条第 2 項の規定に基づき、懲罰を科すことを求めます。

以上です。

○委員長（中谷一輝） 次に、懲罰動議への反対の立場からの趣旨説明をお受けしたいと思いますが、ございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 失礼します。さきの陳謝文朗読の拒否でありましたが、議会の決議に応

じず、重ねて自らの論を繰り返しているとあります。しかし、憲法に規定する基本的人権の尊重を守る活動を青木議員は政治信条としており、そもそも事案として懲罰に値しないと考えます。ゆえに、そのことでの陳謝文の朗読の拒否をする行為を繰り返していることもうなずけると考えます。懲罰理由自体がかけ離れていると考え、反対いたします。

以上です。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

眞鍋委員。

○委員（眞鍋亜樹） 青木議員は、去年の12月から香芝市議会が決議した地方自治法第150条第1項第2号の陳謝の決議に対し、その陳謝文の朗読を拒否することが3回続けられております。議会とは、憲法第92条の地方自治の本旨を実現すべく、住民自治、それと団体自治が核心部分であり、議員の権利を阻害されたわけでもなく、それを行うべく、決められたルールを平気で守らない態度には、逆に住民自治を阻害する結果を招くことは、背理に該当すると言わざるを得ません。

以上の理由により、懲罰に科すことに賛成いたします。

○委員長（中谷一輝） 眞鍋委員。賛成とか、そういうのじゃなくて。はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ほかにないようでございますので、発言を打ち切ります。

次に、青木議員へは本件について弁明の機会付与の通知をしておりますので、時間どおりに入室された場合は口頭での弁明を許可することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

この弁明の機会の付与及び聴聞、並びに2点目の懲罰事犯に係る審査についてにおける発議第3号青木恒子議員に対する懲罰動議について、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査については、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため秘密会で審査したいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第18条の規定により、秘密会で審査することについて採決いたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、被疑議員に対する弁明の機会の付与及び聴聞、並びに懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として議案の審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 39 分 休憩

午後 1 時 45 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1 時 45 分 秘密会に入る）

（午後 2 時 25 分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午後 2 時 25 分 休憩

午後 2 時 27 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

これより採決いたします。

青木恒子議員に対し懲罰を科すことについて賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。着席してください。

賛成多数と認め、本件は当委員会として青木恒子議員に対し懲罰を科すことに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午後 2 時 28 分 休憩

午後 2 時 50 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

次に、青木恒子議員に対し、地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて審査いたします。

この地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査についても、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため秘密会で審査したいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で審査することについて採決いたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 51 分 休憩

午後 2 時 53 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2 時 53 分 秘密会に入る）

（午後 2 時 59 分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 59 分 休憩

午後 3 時 01 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として陳謝の懲罰を科し、陳謝文（案）はお手元に配付したとおりとするものと決定することについて採決いたします。

お諮りいたします。

青木恒子議員に対し陳謝の懲罰を科し、陳謝文（案）はお手元に配付したとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。着席してください。

賛成多数と認め、本件は当委員会として陳謝の懲罰を科し、陳謝文（案）につきましてはお手元に配付したとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、来る本会議におきまして、本日の審査結果について、委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

それでは、本日はこれもちまして本委員会を閉じさせていただきます。

お疲れさまでした。

散会いたします。

閉議 午後 3 時 02 分

香芝市議会懲罰特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和4年8月18日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 弁明の機会の付与及び聴聞等について
 2. 懲罰事犯に係る審査について

開会 午後1時30分

○委員長（中谷一輝） 皆さんこんにちは。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。最近、物すごく暑く、熱中症対策のほうをよろしくお願ひします。それと記録的に瞬間的にの集中豪雨も多々発生しておりますので、そちらのほうの対策も委員の皆様、各自よろしくお願ひいたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから懲罰特別委員会を開催いたします。

委員並びに傍聴にお越しの皆様にお願ひ申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしくお願ひいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけて明瞭にお願ひいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

ご異議ないようですので、中井委員、眞鍋委員にお願ひいたします。

それでは、審査に入る前に、委員の皆さんに本日の委員会開催の目的をお伝えいたします。

6月23日に懲罰動議が提出され、同日、本会議において本委員会に付託されました。そして、その付託された案件の審査を本日举行します。それにより、本日は懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただきます。その後、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。あくまでも両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し、議論するものではなく、主張の開陳に留めることといたします。また、その趣旨説明については委員会の議事公開の原則の下、行われておりますので、新たな懲罰事

案の発生がないように、言葉を慎重に選び、冷静に説明いただくことにご留意願います。

次に、懲罰動議の対象となる被疑議員への弁明の機会を付与することをお伝えしております。弁明の機会の付与を望まれる場合には、本日 13 時 45 分に出席いただけます。出席された場合、ご本人からの弁明をお聞きし、その弁明終了後に委員から弁明への確認、またはその他確認を行っていただきます。

次に、被疑議員に対し懲罰を科すかご意見をいただき、その後採決を採り、懲罰を科すと採決された場合には、いかなる懲罰を科すべきかご意見をいただき、その後採決を採ることを考えております。

また、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うことが求められています。そのため、後ほど委員会条例に従いお諮りさせていただきますが、弁明及び聴聞、懲罰事犯に係る審査に関しては秘密会とさせていただくことを考えております。

以上、本日の運営の仕方ですが、ただいまご説明したとおりでご異議ございませんか。

〔「異議あり」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議がありますので、起立により採決いたします。ただいま説明した日程の内容に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、ただいま説明した日程の内容にすることについては可決されました。

それでは、1 点目の弁明の機会の付与及び聴聞等についてでございます。

まず、懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただき、その後、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。

なお、先ほども申しましたが、あくまでも両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し、議論するものではなく、主張の開陳に留めるものであることにご留意願います。

まず、発議者でもある下村委員から懲罰動議の提出理由について説明を求めることにいたします。

下村委員。

○委員（下村佳史） 青木恒子議員に対する懲罰動議の説明をさせていただきます。

青木恒子議員に対する懲罰においては、令和 3 年 12 月議会からの懲罰事犯における議会の議決を再三再四にわたり否定し、自らの個人意見を優先する立場を固持し続ける姿勢は、到底看過できるものではありません。

したがって、今回の令和 4 年 6 月 23 日の本会議における陳謝文の朗読の否定についても、

さらなる懲罰事犯の発生は明白であると考え、地方自治法第135条第2項の規定に基づき、懲罰を科すことを求めます。

以上です。

○委員長（中谷一輝） 次に、懲罰動議への反対の立場から趣旨説明をお受けしたいと思いますが、ございますか。

中井委員。

○委員（中井政友） 懲罰動議への反対趣旨説明をします。

懲罰理由に、議会の多数決に応じず、重ねて自らの論を繰り返しているとあります。しかし、これまでの繰り返しになります。もともとの懲罰理由が懲罰事案に値していないと考えます。そのために繰り返し懲罰を拒否している、そういう模様です。懲罰理由は市民からかけ離れた内容ではないでしょうか。国民健康保険料の納付や生活保護申請の手続などを援助するのは憲法に規定する基本的人権の尊重を守る活動であり、一部の者の利益につながる口利き行為ではなく、同一視してはいけません。このことを批判し、抗議したことを理由として懲罰を拒否する行為に及んでいると、そういうふうな考え、反対をいたします。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

眞鍋委員。

○委員（眞鍋亜樹） 今回に至るまで青木議員には再三の陳謝の機会が与えられたにもかかわらず、一切拒否されてきたということがあります。その行為は議会内の秩序保持や円滑な運営を妨げるものでありますので、懲罰動議に賛成いたします。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） それでは、ほかにご意見がないようですので、発言を打ち切ります。

次に、青木議員へは本件について弁明の機会付与の通知をしておりますので、時間どおりに入室された場合は口頭での弁明を許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

この弁明の機会の付与及び聴聞、並びに2点目の懲罰事犯に係る審査についてにおける発議第5号青木恒子議員に対する懲罰動議について、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査については、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため秘密会で審査をしたいと思っております。

それでは、香芝市議会委員会条例第18条の規定により、秘密会で審査することについて採

決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、被疑議員に対する弁明の機会の付与及び聴聞、並びに懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として議案の審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 39 分 休憩

午後 1 時 43 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1 時 43 分 秘密会に入る)

(午後 2 時 17 分 秘密会を終了する)

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午後 2 時 17 分 休憩

午後 2 時 19 分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

これより採決いたします。

青木恒子議員に対し懲罰を科すことに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、本件は当委員会として青木恒子議員に対し懲罰を科すことに決定いたしました。

次に、青木恒子議員に対し、地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて審査いたします。

この地方自治法第 135 条第 1 項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査についても、議員の処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため秘密会で審査したいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で審査することについて採決いたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、地方自治法第135条第1項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として地方自治法第135条第1項に定めるいずれの懲罰を科すべきかの審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時23分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

(午後2時23分 秘密会に入る)

(午後2時28分 秘密会を終了する)

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時29分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として8日間の出席停止の懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。

お諮りいたします。

青木恒子議員に対し8日間の出席停止の懲罰を科すべきものと決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、本件は当委員会として青木恒子議員に対し8日間の出席停止の懲罰を科すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして委員会を閉じたいと思いますが、来る本会議におきまして、本日の審査結果について、委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

それでは、本日はこれもちまして本委員会を閉じたいと思います。

皆様、大変お疲れさまでした。

散会いたします。

閉議 午後2時30分

香芝市議会懲罰特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和4年9月29日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 懲罰事犯に係る再審査について

開会 午前9時01分

○委員長（中谷一輝） 皆さん、おはようございます。

朝の早くから、また本会議最終日の前にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、早速始めていきます。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから懲罰特別委員会を開催いたします。

委員並びに傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますよう、よろしく願いいたします。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしく願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員におかれましては、発言の際はできるだけマイクに顔を近づけ明瞭をお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようですので、中川委員、下村委員をお願いいたします。

それでは、ただいまから発議第5号青木恒子議員に対する懲罰動議についての審査に入りますが、本件の審査については、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため秘密会で審査したいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第18条の規定により、秘密会で審査することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として議案の審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午前9時03分 休憩

午前9時05分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午前9時05分 秘密会に入る）

（午前9時41分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午前9時41分 休憩

午前9時43分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として陳謝の懲罰を科し、陳謝文（案）はお手元に配付したとおりとするものと決定することについて採決いたします。

お諮りいたします。

青木恒子議員に対し陳謝の懲罰を科し、陳謝文（案）はお手元に配付したとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、本件は当委員会として陳謝の懲罰を科し、陳謝文（案）につきましてはお手元に配付したとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、本日の本会議におきまして、本日の審査結果について委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。

皆様、大変お疲れさまでした。

散会いたします。

閉議 午前9時44分

香芝市議会懲罰特別委員会 概要

- 1 招集年月日 令和4年12月5日
- 2 会議の事件は、次のとおりである。
 1. 弁明の機会の付与及び聴聞等について
 2. 懲罰事犯に係る再審査について

開会 午後4時46分

○委員長（中谷一輝） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから懲罰特別委員会を開催いたします。

委員並びに傍聴にお越しの皆様をお願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴規則第8条により、写真、録音等が禁止されていますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、各自対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、マスク着用のため声が聞き取りにくいことがありますので、委員におかれましては、発言の際はできるだけマイクを顔に近づけ明瞭をお願いいたします。

署名委員でございますが、私のほうから指名させていただいてご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようですので、中井委員、眞鍋委員をお願いいたします。

それでは、審査に入る前に、委員の皆さんに本日の委員会開催の目的をお伝えします。

9月29日に懲罰動議が提出され、同日、本会議において本委員会に付託されました。そして、その付託された案件の審査を本日举行します。それにより、本日は懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただきます。その後、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。あくまでも両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し、議論するものではなく、主張の開陳に留めることといたします。また、その趣旨説明については委員会の議事公開の原則の下、行われておりますので、新たな懲罰事案の発生がないように、言葉を慎重に選び、冷静に説明いただくことをご留意願います。

次に、懲罰動議の対象となる被疑議員への弁明の機会を付与することをお伝えしております。出席された場合、ご本人からの弁明をお聞きし、その弁明終了後に委員から弁明への確認、またはそのほか確認を行っていただきます。

次に、被疑議員に対し懲罰を科すかご意見をいただき、その後採決を採り、懲罰を科すこと

が採決された場合は、いかなる懲罰を科すべきかご意見をいただき、その後採決を採ることを考えております。

また、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うことが求められています。そのため、後ほど委員会条例に従いお諮りさせていただきますが、弁明及び聴聞、懲罰事犯に係る審査に関しては秘密会とさせていただくことを考えております。

以上、本日の運営の仕方ですが、ただいまご説明したとおりでご異議ございませんか。

〔「異議あり」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） 異議ありということでございますので、起立により採決いたします。

ただいま説明した日程内容に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、ただいま説明した日程の内容にすることについては可決されました。

それでは、1点目の弁明の機会の付与及び聴聞等についてでございます。

まず、懲罰動議の賛成委員からその提出趣旨説明をいただき、その後、同様に懲罰動議への反対委員の趣旨説明をお受けいたします。

なお、先ほども申しましたが、あくまでも両方の立場の委員の主張の趣旨説明をお聞きすることを目的とし、その各主張に反駁し、議論するものではなく、主張の開陳に留めるものであることにご留意願います。

まず、発議者でもある下村委員から懲罰動議の提出理由について説明を求めることにいたします。

下村委員。

○委員（下村佳史） 去る9月29日に発議第9号青木恒子議員に対する懲罰動議を次の理由によりとさせていただきました。

青木恒子議員においては、令和4年9月29日の本会議における陳謝文の朗読について、本人の身勝手な判断によりその朗読を拒否したことは、地方自治法第135条第1項第2号及び香芝市議会会議規則第157条に違反していることは明白であります。よって、地方自治法第135条第2項の規定に基づき懲罰を科すことを求めます。

以上でございます。

○委員長（中谷一輝） 次に、懲罰動議への反対の立場からの趣旨説明をお受けしたいと思いますが、ございませんか。

中井委員。

○委員（中井政友） 今、1番の弁明の機会の付与及び聴聞等について……。

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午後4時52分 休憩

午後4時53分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

中井委員。

○委員（中井政友） 今、1番の弁明の機会の付与及び聴聞等についてやっております、反対趣旨と賛成趣旨を述べよということですね。はい。本日、こういう懲罰委員会へ諮られました、本日するかどうかということがあったんですけども、弁明の機会及び付与というところで、本人が考えたりする機会を設けなかったということに、すごく短い時間になったということは私自身、反省しております。

この懲罰を科すかどうかについての反対討論を次に行います。

今日頂きました奈良地方裁判所の11月30日の決定がありました。ということは、12月1日、2日、今日の午前もあります、こういう機会がその直後にもできたのではないかとこのように考えます。

そして、反対の趣旨であります、この10ページの決定文書にあります本件出席停止処分の仮の差止めについての(2)であります。裁判所の決定は、本件出席停止処分がされるとすれば、それは裁量権の範囲を超え、またはその濫用となる疑いが強いと言わざるを得ないと。そして、第1陳謝処分から第4陳謝処分において申立人が朗読を命じられた全件陳謝文には、懲罰動議において特定された懲罰事由以外の事項についての申立人の反省の意思を表明する記載があるから、陳謝文としての相当性を欠き、その朗読を拒否したことを懲罰事由として重く見ることはできない筋合いであるのに、本件出席停止処分は第4陳謝処分に係る全件陳謝文の朗読を拒否したことを懲罰分の対象とした第5陳謝処分に係る本件陳謝文の朗読拒否を事由として、陳謝処分より重く、議員活動に対する制約の大きい出席停止処分を科すものとすれば、裁量権のラインを超え、またはその濫用となる疑いは濃いと言わざるを得ないと、こういうふうに違法性の疑いが強いと、そういうふうな決定処分がされたと思います。したがって、この青木議員に対する懲罰は当たらないと、そういうふうに考えます。

以上です。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

眞鍋委員。

○委員（眞鍋亜樹） 今、反対意見で中井委員からの発言がありましたが、私も資料で頂いておりますが、決定の主文は本件申立てをいずれも却下するという決定だったかと思えます。今回の懲罰動議におきましては、令和4年9月29日の本議会における陳情文の朗読について、

本人の判断によりその朗読を拒否したことによる地方自治法第 135 条第 1 項第 2 号及び香芝市議会会議規則第 157 条に違反しているということによって動議が出ておりますので、懲罰に付することについては賛成であります。

以上です。

○委員長（中谷一輝） 委員の皆さんに注意させていただきます。

今回は、その賛成、反対とかというのではなく、この懲罰動議に対しての趣旨説明ですので、その辺の理解のほどよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

中山委員。

○委員（中山武彦） 当初から述べておりますけども、私はこの青木議員が自らの行動を政治倫理上、問題がないものと考えているのであれば、議長意見に対してその意見を述べればよく、あえてパワハラのように感じたと述べる必要性はなかったものと考えておりました懲罰に賛成してきたもので、今回のこの動議につきましても、陳謝文を読まなかったということについて自治法第 135 条第 1 項第 2 号及び会議規則第 157 条に違反してるということでありますので、こういった懲罰動議の趣旨であると考えております。

以上です。

○委員長（中谷一輝） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ほかにご意見がないようですので、発言を打ち切ります。

次に、青木議員へは本件について弁明の機会の付与を通知しておりますので、口頭での弁明を許可することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（中谷一輝） ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

この弁明の機会の付与及び聴聞、並びに 2 点目の懲罰事犯に係る審査について、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうかの審査については、議員への処分に係る審査でありますので、最大限の配慮を行うため秘密会で審査を行いたいと思います。

それでは、香芝市議会委員会条例第 18 条の規定により、秘密会で審査することについて採決をいたします。

秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、被疑議員に対する弁明の機会の付与及び聴聞、並びに懲罰事犯として懲罰

を科すべきかどうかの審査を秘密会で審査することについては可決されました。

それでは、秘密会として議案の審査に入りたいと思います。

誠に恐縮ではございますが、委員以外の傍聴の方におかれましては、ご退場くださいますようお願い申し上げます。

なお、秘密会の間は扉を閉じます。

暫時休憩いたします。

午後4時59分 休憩

午後5時01分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

（午後5時01分 秘密会に入る）

（午後6時03分 秘密会を終了する）

○委員長（中谷一輝） 暫時休憩します。

午後6時03分 休憩

午後6時05分 再開

○委員長（中谷一輝） 休憩を解いて再開いたします。

それでは、本件は懲罰事犯として4日間の出席停止の懲罰を科すべきものと決定することについて採決いたします。

お諮りいたします。

青木恒子議員に対し4日間の出席停止の懲罰を科すべきものと決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中谷一輝） ありがとうございます。

賛成多数と認め、本件は当委員会として青木恒子議員に対し4日間の出席停止の懲罰を科すべきものと決定いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本委員会を閉じたいと思いますが、本日の本会議におきまして、本日の審査結果について、委員会を代表いたしまして報告させていただきます。

それでは、本日はこれをもちまして本委員会を閉じたいと思います。

皆様、大変お疲れさまでした。

散会いたします。

閉議 午後6時07分